

仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務 審査基準

1 事業者によるプレゼンテーション

審査委員は、実施要領にて明示している各評価項目について、提案事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により、その内容を審査し、各項目につきそれぞれ5段階で採点し、傾斜配点による総合的な点数で評価（採点）を行う（傾斜配点あり）。

2 審査基準

評価の際の審査基準については、概ね以下の考え方にに基づき、総合的な審査を行う。

評価項目		評価のポイント	配点
1. 業務の実施体制	業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ・仕様書の内容を理解し、適切に提案がなされているか。 	10
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に必要な人員が確保されているか。 ・本業務に適した業務経験者が配置されているか。 ・総括管理責任者や各業務責任者等の役割分担は明確か。 	10
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な業務スケジュールが具体的に記載されているか。 ・履行期間内での業務完了を見込めるか。 	5
2. 業務内容	モニターツアーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施手順が明確で適切に示されているか。 ・提案内容は具体的で実現性はあるか。 ・多方面の視点からの検討、高度な情報収集・分析能力に基づく提案となっているか。 ・提案は簡潔明瞭で容易に理解できるようにまとめられているか。 	20
	事業者等招請	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施手順が明確で適切に示されているか。 ・提案内容は具体的で実現性はあるか。 ・多方面の視点からの検討、高度な情報収集・分析能力に基づく提案となっているか。 ・提案は簡潔明瞭で容易に理解できるようにまとめられているか。 ・場内事業者等の機運醸成に資するものであるか。 	15

	先進地視察の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施手順が明確で適切に示されているか。 ・提案内容は具体的で実現性はあるか。 ・多方面の視点からの検討、高度な情報収集・分析能力に基づく提案となっているか。 ・提案は簡潔明瞭で容易に理解できるようにまとめられているか。 	10
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の内容及び方法に創意工夫がなされているか。 ・提案に独自性やアイデアが見られるか。 	10
3. 見積価格の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・見積内容が、提案内容と整合性のある妥当な積算となっているか。 ・見積内容が設定金額以内となっているか。 	5
4. 類似業務の実績		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に有効な業務実績を有しているか 	10
5. 地元企業の参入		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店所在地を有するか。 	5

〔評価（採点）の目安〕

点数	目安
5点	内容が優秀なもの
4点	内容が良好なもの
3点	内容が一般的なもの【基準点】
2点	内容が劣っているもの
1点	内容が不十分であるもの

〔業務実績の評価〕

業務実績の評価は、中央卸売市場または地方卸売市場における「集客・賑わい創出に係る検討業務（平成28年4月1日以降に地方公共団体が発注したものとする）」の実績を有する場合「5点」とする。

また、市場以外の「集客・賑わい創出に係る検討業務（平成28年4月1日以降に地方公共団体が発注したものとする）」の実績を有する場合「3点」とする。（実績が無い場合は加点しない）

〔地元企業の参入の評価〕

地元企業の参入の評価は、市内に本店所在地を有する場合「5点」とする（市内に本店所在地を有しない場合は加点しない）。

〔配点〕

以下の通り、傾斜配点とする。

評価項目	傾斜配点	満点
業務目的の理解度	× 2	10 点
実施体制	× 2	10 点
モニターツアーの実施	× 4	20 点
事業者等招請	× 3	15 点
先進地視察の実施	× 2	10 点
独自提案	× 2	10 点
類似業務の実績	× 2	10 点

〔選定候補とする判断基準〕

※ 1 点の項目が 1 項目でもある場合は選定候補としない（ただし、「4. 類似業務の実績」「5. 地元企業の参入」を除く）

3 事務局による集計

事務局は各審査委員から審査票を回収し、採点結果を集計して、評価（採点）に係る各提案事業者の順位付けを行う。

4 総合点数が同点の場合の取扱い

総合点数が同点の事業者が複数いる場合、各委員の採点において、以下の優先項目の順に合計点が高い事業者を上位とする。

第 1 優先項目：業務内容の合計評価点

第 2 優先項目：業務内容（テーマ 1）の合計評価点

第 3 優先項目：実施体制の合計評価点

5 委託事業者の選定

集計結果（順位付け）及び各審査委員の採点結果に基づき、審査委員の協議により、委託事業者の選定を行う。